

# 鳥取縣公報

## 訓令

◇鳥取縣訓令甲第十一號

廳中一般  
地方事務所

昭和十九年五月鳥取縣訓令甲第十五號鳥取縣地方事務所處務規程の一部を次のように改め公布の日からこれを施行する。

昭和二十三年六月八日

鳥取縣知事 西尾愛治

第三條中 庶務係の分掌事項の末尾に左の三號を加える。

- 一、情報提供並ニ蒐集編纂ニ關スル事項
- 一、報道、發表ニ關スル事項
- 一、行政ノ地方滲透、宣傳啓蒙ニ關スル事項

## 告示

昭和二十三年六月八日  
第九百十五號  
火曜日

◇鳥取縣告示第二百五十三號

物價統制令第五條第一項の規定により縣内産菅笠の販賣價格の統制額を次のように認可する。

昭和二十二年七月鳥取縣告示第八百三十號(菅笠の販賣價格指定の件)はこれを廢止する。

昭和二十三年六月八日

鳥取縣知事 西尾愛治

一、認可を申請した者

鳥取縣東伯郡長瀬村字田後

田後菅笠生産協同組合代表 山田純一郎

二、認可した價格等の額(單位笠一枚)

品名	規格	生産者統制額	縣農業協同組合統制額	最終販賣業統制額
鹿野裏卷	一、七尺 一週	四〇、〇〇	四三、二〇	四六、八〇
鹿野裏卷	一、八尺 二週	四五、〇〇	五〇、五〇	五〇、五〇

鹿野裏卷	一、七尺 一週	四〇、〇〇	四三、二〇	四六、八〇
鹿野裏卷	一、八尺 二週	四五、〇〇	五〇、五〇	五〇、五〇

(一) この価格は縣價格査定委員會の査定をうけ査定證紙を貼付したものの價格とし査定をうけないもの又は査定證紙の貼付してないものはこの價格の七割下げとする。

(二) 此の規格に該當するものでも仕上不良により知事の定める査定基準により價格査定委員會がこの價格の範圍内で價格を査定した時は其の價格によること。

(三) 此の價格は賣主の店先渡し價格とし荷造包装費は賣主の負擔とする。

(四) 本表の統制額を申請した組合員以外の者が生産した品をも含む

三、統制額實施期日

昭和二十三年六月八日

◇鳥取縣告示第二百五十四號

昭和十八年三月鳥取縣告示第一二六號(鳥取縣製茶價格査定委員會規程の件)はこれを廢止する。

昭和二十三年六月八日

鳥取縣知事 尾 愛 治

◇鳥取縣告示第二百五十五號  
國民健康保險組合保險婦設置費補助規程を次のように定める。

昭和二十三年六月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

鳥取縣國民健康保險組合保健婦設置費補助規程  
第一條 國民健康保險組合(代行人を含む以下單に組合という)が保健施設の擴充強化を圖る目的をもつて保健婦を設置した場合はこの規程の定めるところによつて當該組合に對し補助金を交付する

第二條 補助金の額は一保健婦に對し年額一〇〇〇圓以内とする

第三條 前條の補助金は所轄の市町村から同額以上の補助金を受けた組合に對して交付する

第四條 補助金の交付を受けんとする組合は別記第一號様式の交付申請書に左に掲げる書類を添付して二月末日迄に所轄地方事務所を経由して知事に提出しなけれ

ばならぬ

- (一) 事業計劃書(第一號様式)
  - (二) 收支豫算書(第三號様式)
  - (三) 市町村補助指令書の寫
- 第五條 補助金の交付を受けた組合は翌年六月十日までに事業成績書(第二號様式)及び收支決算書(第三號様式)を知事に提出しなければならぬ
- 第六條 補助金の交付を受けた組合が左の各號の一に該當した場合は補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある
- (一) この規程に違反したとき
  - (二) 保健婦の活動が著しく不充分と認められたとき
  - (三) 補助金の申請について不正の行爲があつたとき

附 則

此の規程は昭和二十三年四月一日より適用する  
昭和二十三年年度の補助申請書提出期日については六月末日迄とする

第一號様式

保健婦設置費補助申請書

鳥取縣國民健康保險組合保健婦設置費補助規程に基き補助金の交付を受けたく關係書類を添付申請する

年 月 日

市町村國民健康保險組合理事長氏名印

知 事 宛

第二號様式

事業計劃書(事業成績書)

設置概要

保健婦設置年月日  
保健婦 氏名 年齢  
資格の 有 無  
經歷の 概 要  
二、保健婦活動の状況(次の各項について其の豫定計劃及実績件数を記載する)

項 目	豫算額 (決算額)	計劃又は実績
1、母性及乳幼児の保健保護		
2、妊産婦の保健保護		

- 3、結核豫防
- 4、寄生虫豫防
- 5、榮養改善
- 6、環境衛生の指導
- 7、傳染病豫防
- 8、生活指導
- 9、健康教育
- 10、一般看護指導
- 11、其の他

第三號様式

保健婦設置費收支豫算書(收支決算書)

科 目	収入の部		増減	備 考
	豫算額 (決算額)	前年度豫算額 (額)(豫算額)		
國庫補助				
縣費補助				
市町村費補助				
其の他				
計				

科 目	支出の部		備 考
	豫算額 (決算額)	前年度豫算額 (額)(豫算額)	
俸給諸給			
旅 費			
計			

鳥取縣告示第二百五十六號

健康保險法國民健康保險法並びに船員保險法に基く保險醫を次のように指定した。

昭和二十三年六月八日

診療科名	診療所々在地	指定年月日
内科	西伯郡夜見村二五三五	昭和二十三年六月一日
同	同郡賀野村大字市山四三二	同
内科	岩美郡米里村 東大路六四ノ一	同
外科	西伯郡大山村大字佐摩	同
外科	同	同
耳鼻喉科	同	同

鳥取縣告示第二百五十七號

昭和二十三年四月三十日鳥取縣告示第二百二十一號の土地改良事業補助規程中次のように改正し昭和二十三年六月七日よりこれを適用する

昭和二十三年六月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第一條中「知事は土地改良事業施行に依り高度の農業生産を確保するため」を「公共事業として國の認定により行う土地改良事業及び其の他の食糧増産基本施設として行う土地改良事業に對しては」に改める

第十條 食糧増産基本施設として行う土地改良事業について第四條による申請書及び第六條による補助金請求書の頭に「食糧増産基本施設」の字句を冠すること

鳥取縣告示第二百五十八號

助産婦名簿に次の者を登録した

昭和二十三年六月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 大阪府南河内郡富田林町大字毛人谷四九九番地

現住所及び開業地 日野郡神奈川村大字俣野一六六〇番地

昭和二十三年五月三十一日第一二七二號

道 籬 菊 枝

大正七年十月二日生

本籍地 鳥取市立川町四丁目一六番地

現住所及び開業地 鳥取市北本寺町三番地

昭和二十三年五月三十一日第一二七三號

増 田 清 子

大正十年八月二十八日生

本籍地 西伯郡大高村大字尾高一、二八七番地

現住所及び開業地 右同

昭和二十三年五月三十一日第一二七五號

田 中 登 司 枝

大正十一年九月十四日生

本籍地 東伯郡西郷村大字栗尾二〇一番地

現住所及び開業地 同右

昭和二十三年五月三十一日第一二七六號

森 麻 子

00402

大正二年二月二日生  
 本籍地 西伯郡庄内村大字茶畑三七番地一  
 現住所及び開業地 同郡同村大字押平九二番地  
 昭和二十三年五月三十一日第一二七七號  
 松 田 茂 子

大正十三年八月一日生  
 本籍地 氣高郡青谷町大字長和瀬一六一番ノ一  
 現住所及び開業地 右同

昭和二十三年五月三十一日第一二七八號  
 横 原 松 江

大正九年三月二十一日生  
 本籍地 日野郡二部村大字福居二三一番地ノ二  
 現住所及び開業地 西伯郡春日村大字下新印二三番屋敷

昭和二十三年五月三十一日第一二七九號  
 舟 越 朝 子

大正三年七月十二日生  
 本籍地 東伯郡上郷村大字山田一二番地  
 現住所及び開業地 右同

大正十三年五月三十一日第一二八〇號  
 横 山 千 鶴 子  
 大正十年十月二十四日生

鳥取縣告示第二五十九號  
 助産婦名簿登錄事項中次のように訂正した  
 昭和二十三年六月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 八頭郡大村大字美成二八一番地  
 前住所及び開業地 右同

現住所及び開業地 鳥取市東品治町一三ノ一番地  
 昭和二十三年四月二十三日住所及び開業地變更に  
 より助産婦名簿訂正方願出たので同年五月三十一  
 日訂正

日訂正

中 村 登 美 子  
 大正八年八月七日生

本籍地 岡山縣邑久郡牛窓町五九二三番地  
 前住所及び開業地 西伯郡中濱村大字佐斐神一四三番地  
 現住所及び開業地 西伯郡大篠津村一二八九番地

00403

昭和二十三年五月一日住所及び開業地變更により  
 助産婦名簿訂正方願出たので同年五月三十一日訂正  
 豊 田 馬 丈

明治三十九年四月二十日生  
 前本籍地 氣高郡小鷲河村大字小別所八七番地  
 現本籍地 同一〇二番地ノ一

前住所及び開業地 東伯郡由良町大字由良宿  
 五五六番地ノ五  
 現住所及び開業地 現本籍地に同じ

昭和二十三年五月十三日婚姻により前性「木村」  
 を「井上」並びに本籍 住所開業地變更により助  
 産婦名簿訂正方願出たので昭和二十三年五月三十  
 一日訂正

井 上 政 江  
 大正十二年十月十七日生  
 前本籍地 日野郡溝口町大字莊五七七九番地  
 現本籍地 同五七七番地  
 前住所及び開業地 前本籍に同じ  
 現住所及び開業地 現本籍地に同じ

昭和二十三年四月五日婚姻により前性「森田」を  
 「長田」に並びに本籍、住所開業地變更により助  
 産婦名簿訂正方願出たので同年五月三十一日訂正  
 長 田 清 子  
 大正十三年十一月二十七日生

本籍地 八頭郡佐治村大字高山一三八番地  
 前住所及び開業地 同郡用瀬町大字用瀬三五一番地  
 現住所及び開業地 同郡大村大字鷹狩七三五番地

昭和二十三年四月二十九日住所及び開業地變更によ  
 り助産婦名簿訂正方願出たので同年五月三十一日  
 訂正

竹 内 久 子  
 大正十二年七月十一日生

縣 會 告 示

鳥取縣會告示第七號

昭和二十三年五月三十一日鳥取市に招集の定例縣會は昭  
 和二十三年六月九日迄四日間會期を延長する

